

上場も考慮した資本流動性の研究 規約改定内容



クラブ経営本部
2022年2月21日 実行委員会
2022年2月28日 理事会

Jリーグ規約第29条〔Jクラブの株主〕

改定前	改定後	決議時期	施行時期
<p>(2) Jクラブは、その発行する株式の譲渡（合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。以下、本項および次項において同じ）を行いまたは株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にJリーグに書面または電磁的方法にて届け出を行わなければならない。本項において、株式とは、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利を含むものとする。また、公益社団法人であるJクラブが、社員を変更しまたは新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にJリーグに書面または電磁的方法にて届け出を行わなければならない。</p>	<p>全文削除</p>		
<p>(3) Jクラブは、以下のような株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。また、公益社団法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。</p> <p>① 株式の新規発行または株式の譲渡により総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合</p> <p>② 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える場合</p> <p>③ 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える場合</p>	<p>(2) Jクラブは、以下のような株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、当該各号に定める株主（以下「新規大口株主」という）の適正性についてチェアマンの承認を得なければならない。本項において一本条および次条において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。また、なお、本条および次条において、公益社団法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。</p> <p>① 株式の新規発行または株式の譲渡により総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合</p> <p>② 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合</p> <p>③ 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合</p>	<p>2022年2月</p>	<p>2022年3月</p>

規約条文改定内容 2/4



Jリーグ規約第29条〔Jクラブの株主〕

改定前	改定後	決議時期	施行時期
<p>(4)前項第2号または第3号に該当する場合、Jクラブは、その株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者の出資意向等の確認のため、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、Jリーグに提出しなければならない。</p>	<p>(3)前項第2号または第3号に該当する場合、Jクラブは、その株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者の出資意向等の確認のため、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、原則として、前項に定める新規大口株主の適正性の事前承認を得るため、新規大口株主の発生に先立って、以下各号に定める書面を速やかにJリーグに提出しなければならない。ただし、Jクラブの意思によらない場合など、新規大口株主が新たに発生することを事前に知ることができないことに合理的な理由がある場合には、事後承認を得るため、Jクラブが前項各号に定めるいずれかに該当することを知った後直ちに当該書面を提出をするものとする。</p> <p>① Jリーグ所定の申請書</p> <p>② 前項第2号または第3号に該当する場合に限り、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者（Jリーグが必要と判断する場合、その法人の意思決定に大きな影響を与える者を含む）からのJリーグ所定の宣言書</p>		
<p>(5)Jクラブは、他のJクラブの株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有してはならない。なお、当該他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。</p>	<p>(4)Jリーグが必要と判断する場合、Jクラブは、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者とJリーグとの直接の面談機会を設定しなければならない。</p>	2022年2月	2022年3月
<p>(5)Jクラブは、他のJクラブの株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有してはならない。なお、当該他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。</p>	<p>(5)Jクラブは、他のJクラブの株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有してはならない。なお、当該もしくは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。を保有し、または他のJクラブに重大な影響を与える法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有してはならない。</p>		
<p>(6)Jクラブは、暴力団員等にJクラブの株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。</p>	<p>(6)Jクラブは、暴力団員等にJクラブの株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。</p>		
	<p>(7)チェアマンが第2項の承認をしないこととした場合（すでに承認を得た株主が事後的に新規大口株主の適正性を欠くこととなった場合を含む）、または、第5項もしくは第6項に違反する株式保有が判明した場合、Jリーグは、当該Jクラブに対して、一定の期間を定めて当該株主の株式保有（持株比率）の適正化を求めることができるものとし、当該Jクラブは、当該期間内に、株主の株式保有（持株比率）の適正化を実現しなければならない。</p>		

規約条文改定内容 3/4



Jリーグ規約第30条〔役職員等の禁止事項〕

改定前	改定後	決議時期	施行時期
<p>(1) Jクラブの役職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。</p> <p>① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与える法人の役員または職員を兼務すること</p> <p>② 他のJクラブの株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有すること</p> <p>③ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること</p>	<p>(1) Jクラブの役職員は、直接たると間接たるとを問わず、一次の事項を行ってはならない。</p> <p>① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与える法人の役員または職員を兼務すること</p> <p>② 他のJクラブまたは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人にあっては社員たる地位）を保有すること</p> <p>③他のJクラブに重大な影響を与える法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有すること</p> <p>④ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること</p>	2022年2月	2022年3月
	<p>(2)前項に違反する状態が判明した場合、Jリーグは、当該役職員に対して、一定の期間を定めて違反状態の解消を求めることができるとし、当該役職員は、当該期間内に、違反状態の解消を実現しなければならない。</p>		
<p>(2) Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Jクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（主審、副審、追加副審、第4の審判員、ビデオアシスタントレフェリー（以下「VAR」という）およびアシスタントVAR（以下総称して「審判員」という）を含む）、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。</p>	<p>(3) Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Jクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（主審、副審、追加副審、第4の審判員、ビデオアシスタントレフェリー（以下「VAR」という）およびアシスタントVAR（以下総称して「審判員」という）を含む）、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。</p>		

規約条文改定内容 4/4



Jリーグ規約第152条〔2,000万円以下の罰金〕

改定前	改定後	決議時期	施行時期
③第29条〔Jクラブの株主〕第2項、第3項、第5項または第6項に違反した場合	全文削除	2022年2月	2022年3月
④第30条〔役職員等の禁止事項〕第2項に違反した場合	③ 第30条〔役職員等の禁止事項〕第3項に違反した場合		
⑤第33条〔スタジアムの維持〕に違反した場合	④第33条〔スタジアムの維持〕に違反した場合 ※以下、号番号のみ変更		

Jリーグ規約第155条〔100万円以下の罰金〕

改定前	改定後	決議時期	施行時期
①第29条〔Jクラブの株主〕第1項または第4項に違反した場合	① 第29条〔Jクラブの株主〕第1項、第3項、または第4項に違反した場合	2022年2月	2022年3月

Jリーグ百年構想クラブ規程第4条〔百年構想クラブの義務〕

改定前	改定後	決議時期	施行時期
<p>(7) 百年構想クラブは、その発行する株式の譲渡（合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。）を行いまたは株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わなければならない。本項において、株式とは、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利を含むものとする。また、公益社団法人である百年構想クラブが、社員を変更しまたは新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わなければならない。</p>	<p>(7)百年構想クラブは、その発行する株式の譲渡（合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。）を行いまたは株式の新規発行を行う場合には、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わなければならない。本項において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。また、なお、公益社団法人である百年構想クラブが、社員を変更しまたは新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わなければならない。については、社員たる地位について同様の取扱いとする。</p> <p>① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合</p> <p>② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合</p> <p>③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合</p>	2022年2月	2022年3月

決裁権限一覧（理事会規程別表）変更内容

◆ 現状の決裁権限は上段の通りであるが、今回の規約条文改定内容に伴い、下段の通りに変更する

決 裁 権 限 一 覧									
【凡例】 ●：決議、○：審議、△：報告									
2022年1月14日版									
項 目	決 裁	社 員 総 会	理 事 会	実 行 委 員 会	チ ェ ア マ ン	所 管 業 務 執 行 理 事	起 案		
							責 任 者	担 当 者	
II. フットボール・クラブライセンス									
II-2. クラブ									
II-2-(1)	クラブへの融資、災害時補填に関する事項								
II-2-(1)-①	リーグ戦安定開催融資の決定		●	○	○	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(1)-②	リーグ戦安定開催融資時の当該クラブに対する管理内容の決定		●	○	○	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(1)-③	大規模災害時補填実行の可否、金額の決定			△	△	●	○	業務執行理事	クラブ経営本部長
II-2-(2)	クラブ法人名の変更			△	○	●	○	業務執行理事	クラブ経営本部長
II-2-(3)	クラブプロパティ（チーム名、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標他）の新規作成・変更			△	○	●	○	業務執行理事	マーケティング本部長
II-2-(4)	ホームタウンの追加、変更		●	○	○	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(5)	クラブ向け助成金制度に関する事項								
II-2-(5)-①	クラブ向け助成金制度の制定、変更		●	○	○	○	業務執行理事	所管本部長	
II-2-(5)-②	クラブ向け助成金制度の支給決定（明文規定がある場合はそれに従う）		●	○	○	○	業務執行理事	所管本部長	
II-2-(6)	クラブによる株式譲渡、株式の新規発行の承認								
II-2-(6)-①	総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合		●	△	○	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(6)-②	既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合		●	△	○	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(6)-③	既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合		●	△	○	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(6)-④	上記未満の株式譲渡、株式の新規発行					△	●	クラブ経営本部長	クラブライセンスマネージャー



決議時期	施行時期
2022年2月	2022年3月

II-2-(6)	クラブによる株式譲渡、株式の新規発行の承認	クラブ株主の適正性の承認							
II-2-(6)-①	総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合	理事会 チェアマン	● △	△	○ ●	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(6)-②	既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合	理事会 チェアマン	● △	△	○ ●	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(6)-③	既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合	理事会 チェアマン	● △	△	○ ●	○	業務執行理事	クラブ経営本部長	
II-2-(6)-④	上記未満の株式譲渡、株式の新規発行	業務執行理事			△	●	クラブ経営本部長	クラブライセンスマネージャー	

宣言書修正内容 1/2 (1/3超・50%超の株主に対する適用)



- ◆ クラブは、15%以上・1/3超・50%超の株主が新たに発生する場合は申請書を提出し、宣言書に関しては、従来同様に拒否権を有する（経営に関与する）1/3超および50%超の株主が新たに発生する場合に提出する。Jリーグはこれらの内容により（必要に応じて面談を行い）、適正性を判断する

1. はじめに

- (1) 本件に関して必要な関連する情報をJリーグへ提供し、Jリーグがこれらの情報により、株主としての適正性を判断することを了承します。
- (2) 本件に関して必要な関連する情報の説明をJリーグが求める場合、Jリーグとの面談に応じます。
- (3) 本件に関して事実と異なる情報の提供はいたしません。本書における内容が事実と異なることが明らかになった場合には、Jリーグ・当該会社（クラブ）の求めに応じ、当該株式の速やかな売却などを含めた指示に従います。

2. 出資者の概要

- (1) 業種*1 自由記述および下記定型文言

風俗、宗教、政治的な事業を主たる業務としておりません。また、仲介人に関連する事業を業務としておりません。なお、Jリーグが不適正だと判断する業務を主たる業務としている行っている場合は、Jリーグにて承認されない可能性があることを認識しております。

- (2) 業績（直近の決算書を提出）*2 自由記述

- (3) 資産状況

破産手続開始、再生手続開始その他法的倒産手続の申立てはなされておらず、また、仮差押え、仮処分、強制執行等は受けておりません。

- (4) その他

当社およびその代表者は、反社会的勢力ではありません。また当社グループおよび関係者と反社会的勢力とは一切関係がありません。

また、当社およびその代表者は、国内または国外において、下記の事項に該当しておりません（該当している場合の状況は以下の通りです）。

- ・過去5年以内に罰金刑に処せられたことがある者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・上記に該当している場合 自由記述

3. 出資に至った経緯 自由記述

4. クラブへの経営関与の方針 自由記述

5. クラブへの支援計画 自由記述

6. 株式の中長期保有の方針の表明 自由記述

7. クロスオーナーシップへの理解の表明

クラブライセンス交付規則第36条基準L.03に定められた「他クラブの経営等への関与の禁止」に関する事項を十分理解しており遵守いたします。

8. 他クラブへの関与（以下の該当する項目にチェック）

他クラブへの関与は過去および現在において、一切ございません。

上記6.クロスオーナーシップの禁止事項に抵触しておりませんが、過去および現在において、国内外の他のプロサッカークラブの経営に関与又は株式を保有しており、その状況は以下のとおりです。

①過去において関与していたプロサッカークラブ 自由記述

②現在において関与しているプロサッカークラブ 自由記述

③当社グループ内にて関与しているプロサッカークラブとその関与法人 自由記述

9. JFA諸規程、Jリーグ規約をはじめとする諸規程への理解、Jリーグの理念・活動方針およびJリーグ百年構想の推進の表明

当社は当該会社の株主として、Jリーグ規約をはじめとするJリーグの諸規定はもちろん、公益財団法人日本サッカー協会が定める諸規定の内容について、尊重しクラブにも遵守させ、Jリーグが掲げる理念、活動方針およびJリーグ百年構想の推進に関して、その意義を十分に理解の上、クラブへの支援を継続してまいります。また、既存ホームタウンを中心としたクラブの活動を継続し、地元のステークホルダーの皆様との協力体制を構築しながらクラブの成長を見守ってまいりたいと考えております。

10. クラブの既存ステークホルダー（株主・主要スポンサー・地元経済界や自治体、県民市民等）との連携について 自由記述

11. 株式取得に関する法令遵守の表明

本件に関する株式取得においては、金融商品取引法、独占禁止法や外国為替及び外国貿易法等の各種法令に従って取引を行います。

株主として不適正な業種・属性 1/2

- ◆ 下記の不適正な業種・属性資料を、規約に掲載する宣言書に一体化させる
- ◆ 風俗、宗教、政治に該当する業種・属性は、議決権の1/3超の株式を保有する場合を不可とする
- ◆ 仲介人、反社に該当する業種・属性は、クラブの株主となること自体を不可とする（1株でも不可）

該当する業種・属性	理由
<p>風俗</p> <p>①法人：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」において、「射幸心をそそる恐れのある遊戯をさせる営業（第2条第4号）」、または「性風俗関連特殊営業(第2条第5項)」に該当する事業、および日本国内で認められていない海外のカジノ、スポーツベッティング等のギャンブルに関わる事業を主たる業務として行っている法人</p> <p>②個人：上記①に該当する法人の代表者および役員、または職業に従事している者</p>	<p>以下のJリーグ規約において、総合的に疑義を生じさせるため</p> <p>第1条〔Jリーグの目的〕 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。</p> <p>第3条〔遵守義務〕 (2) Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為およびJリーグの信用を毀損する行為を行ってはならない。 (3) Jリーグ関係者は、法律、命令、条例等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。</p>
<p>宗教</p> <p>①法人：宗教法人（宗教団体が都道府県知事若しくは文部科学大臣の認証を経て法人格を取得したもの）</p> <p>②個人：宗教法人の代表者および役員</p>	<p>以下のJリーグ規約において、疑義を生じさせるため</p> <p>第3条〔遵守義務〕 (5) Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。 (6) Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。</p>
<p>政治</p> <p>①法人：政治資金規正法により政治団体と定義されている法人</p> <p>②個人：上記①の代表者および役員。現職の政治家、公職の候補者</p>	<p>以下のJリーグ規約において、疑義を生じさせるため</p> <p>第3条〔遵守義務〕 (5) Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。 (6) Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。</p>

株主として不適正な業種・属性 2/2

該当する業種・属性		理由
仲介人	<p>①法人：国内外で登録されている仲介人が所属する法人および関連法人</p> <p>②個人：国内外で登録されている仲介人、または上記①の代表者および役員、または重大な影響力を与えうる株主</p>	<p>JFAが定めた「仲介人に関する規則」により、既に禁止されているため</p> <p><該当条文> 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、クラブの権益（株主権を含むがこれに限られない。以下同様。）の全部又は一部を保有してはならない。</p>
反社	<p>① Jリーグが反社会的勢力と認める組織および個人</p> <p>② 上記①と関係がある組織および個人</p>	<p>以下の法律で禁止されているため</p> <p>①国の法律：暴力団対策法、犯罪収益移転防止法 ②都道府県による条例：暴力団排除条例 ③ Jリーグの規約：第3条第4項、第29条第6項</p>
一般条項	<p>出資者の事業目的や事業内容が公序良俗に反する場合または法律等に違反する場合あるいはそのおそれがある場合は、株主として適正でないと考えられる。この他、必要に応じて公益またはクラブ経営保護の観点から必要と認められる事項について確認を行うこととなる</p>	<p>上記で明確化しきれない対象に対しても、本ルール趣旨に基づいて常識的な判断を行うため</p>